

～平成21年6月号 Vol. 11～

大口NEWS



こんにちは。今年も始まったばかりだと思っていたらもう半年が過ぎようとしていますね。みなさんいかがお過ごしでしょうか。

信託制度～セミナーご案内～

大口NEWSでも何度も取り上げてきましたように当所では今後、信託制度を積極的に利用していきたいと考えています。数年前には信託業を行える共同信託株式会社を立ち上げ、着々と準備しております。

所長大口は、以前より“信託はすばらしい制度だ”とっており、信託にかける情熱は半端ではありません。そして、実際に、信託制度は、ビジネスの構築、事業承継や相続対策などありとあらゆる分野に応用できる制度です。

ただ、「今回も信託かあ (><)」と思われた方も多いように、不動産業者の社長様や他のお客様に伺ってみても信託制度についてはご存知の方は少なく、どうも難しくて面倒くさい手続だと思われるようです。

そこで、当所としては、皆様の率直なお考えをお伺いするとともに、是非とも信託のすばらしさについてご案内したく、秋ごろにセミナーを開催することを予定しております。

セミナーといってもつまらない話を一方的にするつもりはありません。

つきましては、皆様の信託についての現状の認識についてお伺いいたしたく、できましたら、別紙用紙にご記入の上、FAXいただきたくよろしく願いいたします。

今回は、別紙として信託制度の入門編としてその基本的なしくみをご案内させていただきます。どうぞ気軽な気持ちで読んでください。何かの機会に役立てていただければうれしいです。



みなさまからのご意見おまちしております。
どうぞご協力方よろしく申し上げます。

<本内容についての詳細は、弊所までお問い合わせ下さい>

〒541-0046 大阪市中央区平野町二丁目6番11号 大口司法書士事務所
TEL: 06-6222-6565 FAX: 06-6231-3844 E-mail: ookuchi.step21@bridge.ocn.ne.jp
ホームページ: <http://www//ookuchi-step21.jp> (大口NEWSのバックナンバーも掲載しています)

大口司法書士事務所行 (FAX : 06-6231-3844)

F A Xにてご返送下さい♪



セミナーの予定

開催予定 : 平成21年秋ごろ

内 容 : 信託の活用例

事業承継、相続対策、事業の構築等

ご記入できる範囲で結構です。

会社名・お名前	
ご連絡先	
信託についてのご興味 (○をつけてください)	非常に興味がある 少し興味がある 全く興味はない
信託についての理解度 (○をつけてください)	大体のことはわかる 少しわかる 全くわからない
信託について思うところ	
セミナーへの参加について (○をつけてください)	是非参加したい わからない 参加したくない
今後大口NEWSでとりあげてほしい内容	
その他 自由にご記入下さい	

信託制度

～ 入門編 ～

大口司法書士事務所

共同信託株式会社

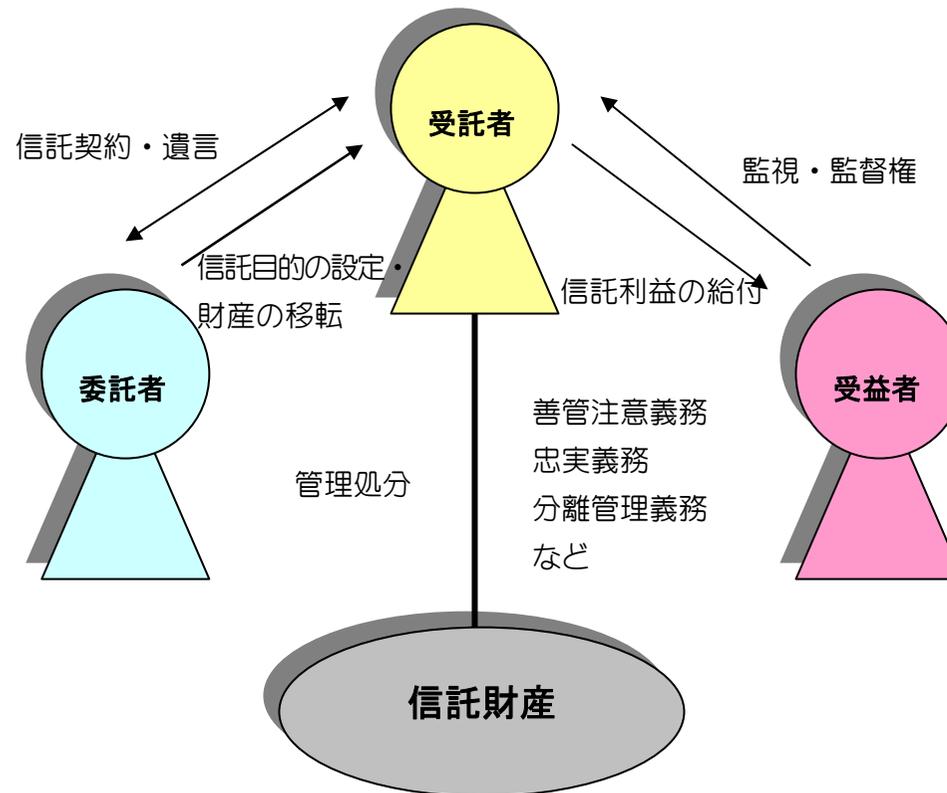
有限会社 A & N

大阪市中央区平野町二丁目6番11号

T E L : 06-6222-6565 F A X : 06-6231-3844

1. 信託の仕組み

信託とは、委託者が信託行為（例えば、信託契約、遺言）によってその信頼できる人（受託者）に対して、金銭や土地などの財産を移転し、受託者は委託者が設定した信託目的に従って受益者のためにその財産（信託財産）の管理・処分などをする制度です。



2. 信託用語整理

用語	説明
委託者	<p>委託者とは、財産を受託者に移転し、信託目的に従い受益者のために受託者にその財産（信託財産）の管理・処分などをさせる者をいいます。（通常は、依頼者です）</p> <p>信託法では、委託者に、信託事務の処理の状況等に関する報告請求権や、受託者の辞任に対する同意権などを認めています。</p> <p>さらに、信託行為の定めによって、委託者に、違法な強制執行等に対する異議申立権や、受託者に対する損失てん補等請求権を認めることができます。</p>
受託者	<p>受託者とは、委託者から信託財産の移転を受け、信託目的に従って受益者のために信託財産の管理・処分などをする者をいいます。</p> <p>未成年者、成年被後見人および被保佐人は、受託者となることはできません。</p>
受益者	<p>受益者は、信託財産から生じる利益を受ける者をいいます。委託者と同一人である場合もあれば、別人である場合もあります。</p> <p>受益者は、現に存しない者でも構いません。このような受益者の利益を保護するために、信託管理人を選任することができます。</p>
信託行為	<p>信託行為とは、信託を設定する法律行為であり、信託契約、遺言および自己信託の3つがあります。</p>

用語	説明
信託目的	<p>信託目的とは、委託者が信託設定によって達成しようとする目標であり、受託者の行動の指針となるものです。信託目的は、さまざまな形で設定することができますが、脱法行為を目的とする信託の禁止などいくつかの制限があります。</p>
信託財産	<p>信託財産とは、受託者が受託者に信託する財産で、信託目的に従って受益者のために管理・処分などをする財産です。</p> <p>信託設定時の信託財産は、委託者から受託者へ移転されます。委託者が受託者に信託することができる財産の種類には制限がありません。</p> <p>【信託財産とできるもの】 土地、建物、金銭、有価証券、金銭債権、動産、知的財産権（特許権・著作権等）など</p>
信託管理人	<p>受益者が現に存しない信託において、信託行為の定めまたは裁判所の決定によって選任され、受益者のために自己の名をもって受益者が有する権利を行使する権限を有する者をいいます。</p>
善管注意義務	<p>受託者は、信託事務を処理するにあたって善良な管理者の注意をもってしなければなりません。</p>
忠実義務	<p>受託者は、受益者のため忠実に信託事務の処理をしなければなりません。</p>

3. 信託の機能

信託の主な機能としては、財産管理機能、転換機能、倒産隔離機能があげられます。

財産管理機能	財産の管理処分権が受託者に与えられます。
転換機能	信託財産が信託受益権という権利になり、信託の目的に応じた形に転換できます。
倒産隔離機能	信託財産が委託者及び受託者の倒産の影響を受けません。

4. 信託の終了

信託は、①信託行為をもって定めた事由が発生したとき、②信託の目的を達成したとき、③信託の目的を達成することができない状態に至ったときに終了します。

また、信託を解除することによっても信託は終了します。

信託の終了によって、信託財産は、①信託行為（契約など）に信託財産の帰属権利者が定められている場合には、その帰属権利者に、②帰属権利者がいない場合は、委託者に帰属することになります。